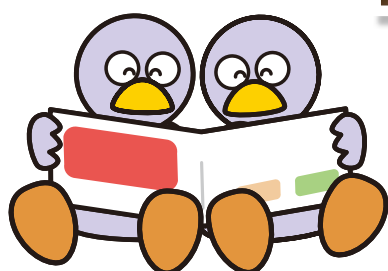


彩の国さいたま

租税教育だより



埼玉県マスコット「コバトン」

第 65 号

埼玉県租税教育推進協議会

「埼玉県租税教育推進協議会 第三十四回定期総会」が開催されました

去る五月二十六日（火）、埼玉県租税教育推進協議会の第三十四回定期総会がときわ会館で開催されました。

議事において、令和七年度の事業報告・収支報告及び会計監査報告が行われた後、令和八年度の事業計画及び予算が審議されました。

令和八年度の事業計画では、租税教育の推進・充実を図り、児童生徒に対して税の正しい理解を深めてもらうという当協議会の目的に沿った各種事業に引き続き取り組んでいくことが決定されました。

なお、開会にあたり、埼玉県教育委員会教育長より、次のとおり挨拶がありました。

～挨拶趣旨～

埼玉県教育委員会教育長の石川薫と申します。

会員の皆様におかれましては、日頃から本県の租税教育推進に、御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本協議会は、平成四年に設立されて以来、県内の教育機関、税務関係機関などと連携を図り、次代を担う児童生徒への租税教育の推進と充実に取り組んでおります。

この間、租税教育用副教材として「わたしたちのくらしと税」や「租税教育だより」を作成する

とともに、児童生徒の「税に関する作文」を募集し、表彰するなどの活動を通じ、着実に取組を推進してきたところでございます。

さて、昨今、我が国の教育環境の整備に向けた取組が一層重要性を増している中、高等学校就学支援金制度の改正や、学校給食費の抜本的な負担軽減といった施策が令和八年四月から始まっております。

これらは、家庭の教育費負担の軽減を図り、社会全体で児童生徒の学びを支えるといった重要な施策であると考えます。

しかしながら、これらの施策の根幹を支えるのは、国民一人一人が互いに支え合い、費用を広く公平に分ち合う租税制度の適正な運営です。

次代を担う子供たちが租税の意義や役割を正しく理解し、社会や国のあり方を主体的に考えるという納税者としての自覚を育てる租税教育の更なる充実に向け、本協議会の果たす役割もますます高まっております。

本日、皆様には、今後の本県における租税教育の推進と充実のため、令和八年度の事業計画などについて御審議いただくことになっております。

議事においては、忌憚のない御意見をいただければと存じますので、よろしくお願い申し上げます。結びに、本協議会が、租税教育のさらなる推進

令和8年度の主な事業計画

項目	事業内容等
作成 配付	令和8年度版「わたしたちの生活と税金」（中学生用）の作成・配信 令和9年度版「わたしたちのくらしと税」（小学生用）の作成・配信
編集 発行	租税教育だより「第65号」「第66号」の編集と配信（配信は年2回（9・3月）の予定）
募集 表彰	税に関する作文の募集及び優秀作品について表彰（作品集の作成・配付）

のための支えとなり、学校における租税教育の一層の充実が図られますよう、皆様のお力添えをお願い申し上げます。

第34回定期総会の様子



令和8年度

租税教育用副教材を ご活用ください

埼玉県租税教育推進協議会では、このほど租税教育用副教材として「わたしたちのくらしと税金（令和8年度版（小学生用）」及び「わたしたちの生活と税金（令和8年度版（中学生用）」を作成し、県内の小学校及び中学校に配信しました。

イラストやグラフを使用して「税」について児童生徒の皆さんに分かりやすく、理解を深めていただけるよう作成したものです。

学校における社会科などの学習の参考資料として是非ご活用ください。



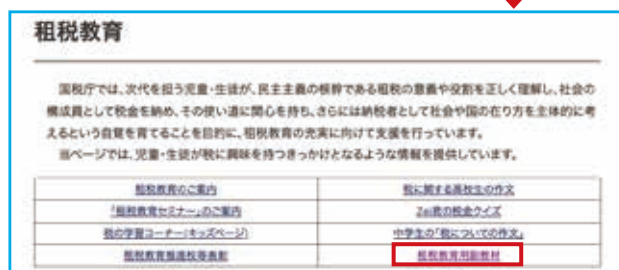
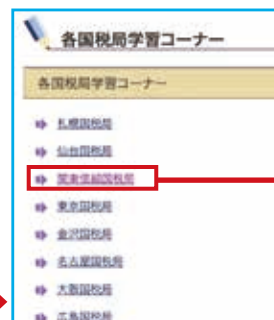
国税庁のホームページには、副教材のPDF版やデジタルブック版が、埼玉県のホームページには、副教材のPDF版が掲載されていますので、併せてご活用ください。

国税庁のホームページ

<https://www.nta.go.jp/>

をご利用ください！

（※画面は令和8年8月現在のものです。）



租税についてもっと詳しく学びたいときにご利用ください。ゲームやクイズなどで楽しく学べるコーナーもあります。

租税教育用副教材が掲載されています。

川越税務署 ☎ 049 (235) 9411
熊谷税務署 ☎ 048 (521) 2905
川口税務署 ☎ 048 (252) 5141
西川口税務署 ☎ 048 (253) 4061
浦和税務署 ☎ 048 (600) 5400
大宮税務署 ☎ 048 (641) 4945
行田税務署 ☎ 048 (556) 2121
秩父税務署 ☎ 0494 (22) 4433

所沢税務署 ☎ 04 (2993) 9111
本庄税務署 ☎ 0495 (22) 2111
東松山税務署 ☎ 0493 (22) 0990
春日部税務署 ☎ 048 (733) 2111
上尾税務署 ☎ 048 (770) 1800
越谷税務署 ☎ 048 (965) 8111
朝霞税務署 ☎ 048 (467) 2211

租税教室のご案内

当協議会では、小学校・中学校及び高等学校の児童生徒の皆さんに対する租税教室の開催を積極的に支援しています。具体的には、税務職員・地方税職員及び税理士等の講師派遣を実施していますので、租税教室開催のご希望がございましたら、お気軽に最寄りの税務署（総務課）へお問い合わせください。

学校だより

「税」を通して、

これからの社会を考える

～社会参画意識を育む租税教育の実践～



熊谷市立江南北小学校教諭

風間 歩

1 租税教育の本質と目的

「租税教育」とは、単に租税に関する知識(税の重要性や納税の仕組み等)を習得させるだけでなく、税のもつ役割から、これからの持続可能な社会を考えることにより、児童の社会参画意識を育んでいくことができると考える。

児童の中には「税」ただお金を支払わなければならないもの」と思っている児童も少なくない。決してそうではなく、社会に必要なもののために「税」が使われているということとを、授業の中で学び、実生活と関連付けながら考えられるようにすることがねらいである。

2 納税を自分事として考える 発問の工夫

社会科の中で税に関する内容が取り上げられるのは、第六学年の「国の政治のしくみ

と選挙」の学習である。今回の実践は、始めに「税金は必要か? 必要ないか?」と問い、100%の児童が必要であると答えた。しかし、児童を「税の負担者」としての立場に立たせ、「税金を払いたいか? 払いたくないか?」と問うと結果が変わってきた。

当初は税の必要性を理解していても、自分が負担する立場になると税に対して消極的な考えをもつ児童もいた。そこで「税の集め方」に注目させ、「平等」と「公正」な集め方があることを通して税についての理解と関心を深め、納税者としての自覚を養っていく。

3 税の集め方の比較から

「平等」と「公正」を考える

今回の実践では、税の集め方を通して、税を納める人の条件による税率の違いを学び、それらの妥当性に気付かせることが目的である。

そのため、クラス内の各班を家族に見立て、それぞれの収入を決めたうえで、次の内容を提示した。

「江南北小学校では今年、体育館に冷房を設置する予定です。冷房を設置するためには、300万円が必要です。このお金を各班がどのように負担するのが良いか、次のA・Bから選びましょう。」

Aは、「全班が同じ額の税金を支払う方法」である。Bは、「班の収入により、金額を変えて支払う方法」である。最初にAのみを提示した際には、Aの方がよいという意見が多かった。しかし、Bを提示すると、収入の低い班はBを選択し、収入の高い班はAを選択した。理由を聞くと、収入の低い班は収入に合わせ税金を決めてもらわないと生活ができないという意見であった。一方、収入の高い班は、Aの方がみんな平等になってよいという意見であった。収入によって税負担が異なる仕組みを考えることで、立場によって望ましい制

度の在り方が異なることや、社会にはさまざまな考え方が存在することに気付くことができた。

さらに、税の集め方や使い方が選挙で選ばれた議員による話し合いで決定されていることに触れることで、税と政治、選挙とのつながりを理解することができた。授業後には、「自分の考えに近い政策を行う議員を選びたい」という振り返りも見られ、社会の形成者として、主体的に関わろうとする意識の高まりがうかがえた。

4 まとめ

本実践では、「税金は必要か」という問いだけでなく「自分が納税する立場ならどう考えるか」という視点を取り入れることで、児童が税を自分事として捉えたり、税の集め方を比較検討する活動を通して、「平等」と「公正」について多面的に考えたりする姿が見られた。

「租税教育」とは、税についての知識を身に付けるだけでなく、社会の仕組みや公共の在り方について考え、よりよい社会の実現に向けて、参画しようとする態度を育成する上で、重要な学習である。今後も、児童が社会の課題を自らの問題として捉え、主権者として考え、行動できる力を育む授業づくりを進めていきたい。

表紙写真

「小学校6年生租税教室の様子」

熊谷市立江南北小学校

令和8年9月 第65号

発行人

埼玉県租税教育推進協議会会長
埼玉県教育委員会教育長 石川 薫